

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		指定障害福祉サービス事業者等に対する指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		障害者総合支援法、児童福祉法
条 項		障害者総合支援法第 10 条、児童福祉法第 57 条の 3・第 57 条の 3 の 2・第 57 条の 3 の 3
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>「さいたま市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」及び「さいたま市指定障害児通所支援等事業者等指導実施要綱」に基づき行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団指導については、自立支援給付等サービス等の取扱い、障害福祉サービス報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて障害福祉サービス事業者等を選定し行う。 ・実地指導については、前年度に実地指導を行わなかったサービス事業者等及びその他特に指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を選定し行う。
備 考		